

静岡県告示第774号

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第687号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月17日

静岡県知事 鈴木康友

別表1 地域密着型サービス等整備等助成事業の項中「4,880,000円」を「5,280,000円」に、「244,000円」を「264,000円」に、「61,000,000円」を「66,000,000円」に、「3,050,000円」を「3,300,000円」に、「2,600,000円」を「2,820,000円」に、「130,000円」を「141,000円」に、「36,600,000円」を「39,600,000円」に、「1,830,000円」を「1,980,000円」に、「6,470,000円」を「7,000,000円」に、「323,500円」を「350,000円」に、「13,000,000円」を「14,100,000円」に、「650,000円」を「705,000円」に、「9,710,000円」を「10,500,000円」に、「485,500円」を「525,000円」に、「1,300,000円」を「1,410,000円」に、「65,000円」を「70,500円」に、「38,900,000円」を「42,100,000円」に、「1,945,000円」を「2,105,000円」に、「1,230,000円」を「1,330,000円」に改め、同表介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の項中「914,000円」を「989,000円」に、「458,000円」を「496,000円」に、「15,300,000円」を「16,600,000円」に、「4,580,000円」を「4,960,000円」に、

	(18) 施設内保育施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの		
介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換する施設の開設準備に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所	定員1人当たり	239,000円
	(2) 大規模介護老人保健施設		
	(3) 大規模介護医療院		
	(4) 大規模軽費老人ホーム		
	(5) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所		
	(6) 小規模介護老人保健施設		
	(7) 小規模介護医療院		
	(8) 小規模軽費老人ホーム		
	(9) 認知症高齢者グループホーム		
	(10) 小規模多機能型居宅介護事業所		
	(11) 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	(12) 生活支援ハウス		
	(13) 有料老人ホームへ転換するものであって、知事が別に定める要件を満たすもの		
	(14) サービス付き高齢者向け住宅へ転換するものであって、知事が別に定める要件を満たすもの		

を

	たすもの		
介護療養型老人保健施設から介護医療院へ転換する施設の開設準備に係る事業	(1) 大規模介護医療院	定員 1 人当たり	239,000円
	(2) 小規模介護医療院		

」

「

(18) 施設内保育施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの			に、
-----------------------------------	--	--	----

」

「7,630,000円」を「8,250,000円」に、「229,000円」を「248,000円」に、「2,290,000円」を「2,480,000円」に改め、同表既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の項中

「

特別養護老人ホーム（多床室に係る部分に限る。）をプライバシーの保護のため改修する事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所	定員 1 人当たり	800,000円
	(2) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所		

であって、知事が別に定める要件を満たすもの			
介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換創設をし、転換改築をし、又は転換改修をする事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所	定員 1 人当たり	転換創設をする場合にあつては 2,440,000円 転換改築をする場合にあつては 3,020,000円 転換改修をする場合にあつては 1,220,000円
	(2) 大規模介護老人保健施設		
	(3) 大規模介護医療院		
	(4) 大規模軽費老人ホーム		
	(5) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所		
	(6) 小規模介護老人保健施設		
	(7) 小規模介護医療院		
	(8) 小規模軽費老人ホーム		
	(9) 認知症高齢者グループホーム		
	(10) 小規模多機能型居宅介護事業所		
	(11) 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	(12) 生活支援ハウス		
	(13) 有料老人ホームへ転換するものであつて、知事が別に定める要件を満たすもの		
	(14) サービス付き高齢者向け住宅へ転換するものであつて、知事が別に定める要件を満たすもの		
介護療養型老人保健施設から介護医療院へ転換創設をし、転換改築	(1) 大規模介護医療院	定員 1 人当たり	転換創設をする場合にあつては 2,440,000円 転換改築をする場合にあつては 3,020,000円 転換改修をする場合にあつては 1,220,000円
	(2) 小規模介護医療院		

を

をし、 又は転 換改修 をする 事業			
--------------------------------	--	--	--

特別養 護老人 ホーム (多床 室に係 る部分 に限 る。)を プライ バシー の保護 のため 改修す る事業 であっ て、知 事が別 に定め る要件 を満た すもの	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する 短期入所生活介護事業所	定員 1 人当たり	865,000円
	(2) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設 する短期入所生活介護事業所		

に、

「3,820,000円」を「4,130,000円」に改め、同表介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の項中「4,710,000円」を「5,100,000円」に、「1,090,000円」を「1,180,000円」に、「6,540,000円」を「7,070,000円」に、「3,820,000円」を「4,130,000円」に、「1,070,000円」を「1,160,000円」に改める。

別表2の2(2)及び(3)を次のように改める。

(2) 事業者に補助する市町に対して補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
創設し、増床し、改築し、又は増改築する施設の開設準備に係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模養護老人ホーム (5) 小規模軽費老人ホーム (6) 認知症高齢者グループホーム (7) 小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 小規模介護付きホーム (10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (11) 訪問看護事業所 (12) 施設内保育施設	静岡県計画及び市町計画に基づいて整備する施設等の円滑な開設又は既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費又は委託料であって、知事が別に定める要件を満たすものについて、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 地方公務員法に定める地方公務員の給与に充てる経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) その他施設開設準備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内
大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模軽費老人ホーム (5) 認知症高齢者グループホーム (6) 小規模多機能型居宅介護事業所 (7) 看護小規模多機能型居宅介護事業所	静岡県計画及び市町計画に基づく施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費であって、知事が別に定める要件を満たすものについて、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 地方公務員法に定める地方公務員の給与に充てる経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一		補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内

<ul style="list-style-type: none"> (8) 小規模介護付きホーム (9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (10) 小規模養護老人ホーム (11) 施設内保育施設 	<ul style="list-style-type: none"> 部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) その他大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 		
--	---	--	--

(3) 市町等に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
創設し、増床し、改築し、又は増改築する施設の開設準備に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模軽費老人ホーム (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模介護付きホーム (7) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (8) 小規模介護老人保健施設 (9) 小規模介護医療院 (10) 小規模軽費老人ホーム (11) 小規模養護老人ホーム (12) 認知症高齢者グループホーム (13) 小規模多機能型居宅介護事業所 (14) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (15) 小規模介護付きホーム (16) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (17) 訪問看護事業所 (18) 施設内保育施設	静岡県計画及び市町計画に基づいて整備する施設等の円滑な開設又は既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費又は委託料であって、知事が別に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 地方公務員法に定める地方公務員の給与に充てる経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) その他施設開設準備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内
大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模軽費老人ホーム (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模介護付きホーム	静岡県計画及び市町計画に基づく施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費であって、知事が別に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 地方公務員法に定める地方公務員の給与に充てる経費		

導入に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> (7) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (8) 小規模介護老人保健施設 (9) 小規模介護医療院 (10) 小規模軽費老人ホーム (11) 認知症高齢者グループホーム (12) 小規模多機能型居宅介護事業所 (13) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (14) 小規模介護付きホーム (15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (16) 小規模養護老人ホーム (17) 施設内保育施設 	<ul style="list-style-type: none"> (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) その他大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 		
---------	---	--	--	--

別表2の3(2)及び(3)を次のように改める。

(2) 事業者に補助する市町に対して補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
<p>特別養護老人ホーム(多床室に係る部分に限る。)をプライバシーの保護のため改修する事業</p>	<p>地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所</p>	<p>静岡県計画及び市町計画に基づく施設等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 既に実施している事業に係る経費</p> <p>(2) 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費</p> <p>(4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費</p> <p>(5) その他ユニット化等の改修に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>	<p>別表1に掲げる基準単価(別表3区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合は、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたもの)により算出された額</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以内</p>
<p>介護施設等における</p>	<p>(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設</p>	<p>静岡県計画及び市町計画に基づく看取り環境の整備に必要な工事費又は工事請負費(これらと同等と</p>		

<p>看取り 環境の 整備に 係る事 業</p>	<p>(3) 小規模介護医療院 (4) 小規模養護老人ホーム (5) 小規模軽費老人ホーム (6) 認知症高齢者グループホーム (7) 小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 小規模介護付きホーム</p>	<p>認められる委託費、分担金及び相当と認められる購入費等を含む。)、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）、需要費（修繕費）、使用料及び賃借料又は備品購入費について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費 (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費 (5) その他看取り環境整備に関する事業として相当と認められない事業に係る経費</p>		
--	--	--	--	--

(3) 市町等に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
<p>特別養護老人ホーム(多床室に係る部分に限る。)をプライバシーの保護のため改修する事業</p>	<p>(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所</p>	<p>静岡県計画及び市町計画に基づく施設等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費 (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費 (5) その他ユニット化等の改修に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>	<p>別表1に掲げる基準単価(別表3区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合は、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたもの)により算出された額</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以内</p>
<p>介護施設等における看取り</p>	<p>(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模養護老人ホーム</p>	<p>静岡県計画及び市町計画に基づく看取り環境の整備に必要な工事費又は工事請負費(これらと同等と認められる委託費、分担金及び適</p>		

<p>環境の整備に係る事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (5) 大規模軽費老人ホーム (6) 大規模介護付きホーム (7) 地域密着型特別養護老人ホーム (8) 小規模介護老人保健施設 (9) 小規模介護医療院 (10) 小規模養護老人ホーム (11) 小規模軽費老人ホーム (12) 認知症高齢者グループホーム (13) 小規模多機能型居宅介護事業所 (14) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (15) 小規模介護付きホーム 	<p>当と認められる購入費等を含む。)、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費 (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費 (5) その他看取り環境整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 		
-------------------	--	---	--	--

別表2の4中「少ない額」を「少ない額に3分の2を乗じて得た額」に改める。
 様式第2号中「、介護老人保健施設等へ転換、介護医療院へ転換」を削る。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。